

電波監理審議会（第1008回）議事要旨

1 日 時

平成26年7月9日（水） 15：14～17：22

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山本 隆司、村田 珠美

(2) 審理官

雨宮 明、榮 春彦

(3) 幹事

夏賀 邦明（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

吉良総合通信基盤局長、福岡情報流通行政局長、南大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について （諮問第20号）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について （諮問第21号）

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり改正及び変更することは適当との答申をした。

【内容】

ア 小電力セキュリティシステムの高度化及び新たな体内植込型医療用データ伝送システムの導入のため、関係省令の一部改正を行うもの。

イ 新たな体内植込型医療用データ伝送システムが導入可能となるよう、周波数割当計画の一部を変更するもの。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について （諮問第22号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

フェムトセル基地局等の屋内等に設置される小型の基地局以外の携帯電話基地局等を包括免許の対象とするため、関係省令の一部改正を行うもの。

(4) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について

(諮問第 2 3 号)

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

電波利用料の見直しに係る電波法の一部改正に伴い、電波法第 1 0 3 条の 2 第 7 項ただし書に規定する基準無線局数を定めるもの。

(5) 指定較正機関の指定について

(諮問第 2 4 号)

審議の結果、諮問のとおり指定することは適当との答申をした。

【内容】

指定較正機関の指定を受けているアジレント・テクノロジー株式会社の事業分割に伴い、その電子計測サービス事業を承継するキーサイト・テクノロジー合同会社を電波法第 1 0 2 条の 1 8 第 1 項の規定に基づいて指定較正機関として指定するもの。

(6) 日本放送協会の放送に係る地デジ難視聴地域において衛星テレビ放送受信設備の整備を支援する業務の認可について

(諮問第 2 5 号)

審議の結果、諮問のとおり認可することは適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会が、地デジ難視聴地域において衛星テレビ放送受信設備の整備を支援できるよう、認可を行うもの。

(7) 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成業務の認可について

(諮問第 2 6 号)

(8) 日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務の認可について

(諮問第 2 7 号)

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり認可することは適当との答申をした。

【内容】

ア 日本放送協会が、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成業務（平成 2 2 年 3 月総務大臣認可）について、助成対象を拡大できるよう、変更の認可を行うもの。

イ 日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務（平成22年3月総務大臣認可）について、助成対象を拡大できるよう、変更の認可を行うもの。

(9) その他

日本放送協会平成25年度決算の概要について、「電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ（案）」について及び電波法施行規則等の一部を改正する省令案（諮問第15号関連）について、総務省から報告があった。

（文責：電波監理審議会事務局）